

戸田都市計画土地区画整理事業の変更（戸田市決定）

都市計画北部土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		北部土地区画整理事業				
面 積		約 98.0 ha				
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
		自動車専用道路	1・3・2 高速外環状道路	23m	約 820m	都市計画 道路 (決定済)
		幹線街路	3・1・2 外環状道路	62m	約 820m	
		幹線街路	3・4・19 新曽美女木線	16m	約 1,140m	
	上記3路線を根幹として、区画街路（幅員4～16m）を宅地の利便に供するように適宜配置する。					
	公 園 及 び 緑 地	種別	名称	面積	備考	
		街区公園	2・2・34 外仲田公園	約 0.36ha	都市計画公園 (決定済)	
		街区公園	2・2・35 山宮北公園	約 0.32ha		
		街区公園	2・2・36 谷口北公園	約 0.30ha		
		近隣公園	3・3・5 北部公園	約 2.0 ha		
土地利用や誘致距離等を考慮し、区域面積の3%以上、かつ、計画人口1人当たり3㎡以上の公園を配置する。戸田都市計画及びさいたま都市計画河川1号笹目川（幅員31～47m）内の両端には、帯状の緑地（環境空間）を設置する。						
その他の 公共施設	区域内の下水を適切に処理するため、雨水は都市計画河川笹目川に、汚水は荒川左岸南部流域下水道に流入させ、処理できるように、下水道を配置する。					
宅地の整備	街区については、矩形又はこれに近い形状とし、土地区画整理設計標準により、既定用途地域、日照、通風、彩光等を考慮し、合理的かつ健全で機能的な街区及び規模とする。画地については、全宅地が建築するのに適するよう整備する。					

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

昭和47年に都市計画決定した約141haのうち、事業が完了した南側の約98haに施行区域を縮小するものである。

除外する区域については、地区計画を別に定め、土地利用の誘導等を図る。

都市計画として定める区域

戸田市笹目北町、美女木東一丁目、美女木東二丁目の全部

笹目一丁目、笹目四丁目、美女木二丁目、美女木三丁目、美女木四丁目の各一部